

議案第 33 号

三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例  
の設定について

次のとおり三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安田 真一郎

平成7年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 町民の生涯学習及び健康づくりの推進並びに都市との交流等交流を促進するための拠点として、三朝町総合文化ホール・交流促進センター（以下「総合文化ホール」という。）を三朝町大字大瀬999番地の2に設置する。

（利用の許可）

第3条 総合文化ホールを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

（使用料の徴収）

第4条 総合文化ホールの利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第5条 町長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第6条 町長は、総合文化ホールの施設設備の保全及び利用の許可に関する事務を公共的団体に委託することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、総合文化ホールの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年三朝町条例第28号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

1 施設使用料

(1) 大ホール等使用料

区 分	午前の使用料	午後の使用料	夜間の使用料	全日の使用料	
大ホール	平日	10,000円	14,000円	19,000円	42,000円
	休日	13,000円	18,000円	24,000円	54,000円
楽 屋 (1)	600円	800円	1,100円	2,500円	
楽 屋 (2)	600円	800円	1,100円	2,500円	

(2) 国際交流推進室等使用料

区 分	午前、午後の使用料	夜間の使用料
国際交流推進室	1時間につき 600円	1時間につき 800円
多目的交流ホール	1時間につき 600円	1時間につき 800円
山村振興対策室	1時間につき 500円	1時間につき 600円
体験交流室	1時間につき 600円	1時間につき 800円
郷土料理室	1時間につき 600円	1時間につき 800円
山村開発センター大会議室	1時間につき 800円	1時間につき 1,000円

備考

- 1 この表において「午前」とは、午前9時から正午までをいい、「午後」とは、午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 2 この表において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 この表に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用時間の定めのない時間に利用する場合（全日の利用の場合を除く。）の使用料の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して町長が別に定める。
- 4 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算するものとする。
- 5 利用者が、入場料（これらに類するものを含む。）を徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的をもって入場させる場合は、次の表に掲げるところにより算出した額を使用料とする。この場合において、額の異なる入場料を徴収するときは、当該最高額の入場料をもって入場料の額とする。

区 分	使用料の算出
入場料の額が 1,000円未満の場合	施設使用料の1.5倍
入場料の額が 1,000円以上 3,000円未満の場合	施設使用料の2.0倍
入場料の額が 3,000円以上の場合	施設使用料の3.0倍
営利、営業、宣伝等の目的をもって入場させる場合	施設使用料の2.5倍

6 施設を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める施設使用料の額に町長が別に定める額を加算するものとする。

## 2 設備使用料

設備の価格を勘案して町長が別に定める額を徴収する。

## 3 特別使用料

酒類の持込みをすることのできる室及び当該使用料は次のとおりとし、別に徴収する。

酒類の持込みをすることのできる室	酒類の持込みをしたときの使用料
体 験 交 流 室	1回につき 2,400円
郷 土 料 理 室	1回につき 2,400円
山村開発センター大会議室	1回につき 3,200円